

## Q4-13

### 退職給与引当金の計上に係る会計方針の統一の内容と影響は？

「退職給与引当金の計上等に係る会計方針の統一について（通知）」（平成23年2月17日 22高私参第11号）が発出され、退職給与引当金の会計処理について統一した取扱いが示されたと聞きました。その内容と影響について教えてください。

#### A

#### 1 趣旨及び定義

学校法人会計基準においては、退職給与引当金の計上基準についてその取扱い又は処理方法が示されていないことから、これまで各学校法人に委ねられてきました。

しかし、学校法人の財務状況への関心が高まる中、その財務情報等の公開の進展、会計処理等の取扱いが各学校法人によって異なることによる不明確さやわかりにくさの解消の観点から「退職給与引当金の計上等に係る会計方針の統一について（通知）」（平成23年2月17日 22高私参第11号）（以下「会計方針統一通知」という。）が発出され、平成23年度の計算書類から退職給与引当金の会計処理の取扱いが統一されることとなりました。なお、日本公認会計士協会は当該通知を実務に適用するための具体的な指針として学校法人委員会実務指針第44号「退職給与引当金の計上等に係る会計方針の統一について（通知）」に関する実務指針（平成23年5月17日）（以下「実務指針第44号」という。）を公表しています。

## 2 統一の内容と影響

各学校法人の退職給与規程等に基づいて算出した退職金の期末要支給額の100パーセントを退職給与引当金として計上します。私立学校退職金団体又は私立大学退職金財団（〔Q2-23〕参照）に加入している学校法人の場合、計上の際に必要な調整計算（〔Q3-9〕参照）を行うことは従前から変更はありません。なお、企業年金制度を採用している場合等については、企業会計の方式に準拠し、一般に公正妥当な会計慣行に基づいた算定方法を採用することも妥当な処理として認められます。

従って、従前から退職金の期末要支給額の100%を退職給与引当金として計上している学校法人については「会計方針統一通知」の発出による影響はありません。期末要支給額の100%を退職給与引当金として計上していない学校法人については変更時差異が生じるため、影響があります。

## 3 変更時差異の計算方法及び会計処理方法

変更時差異とは、平成22年度末における退職金の期末要支給額の100%を基にして計算した額と、平成22年度末における退職給与引当金の残高との差額をいいます。

例えば、私立学校退職金財団に加入している法人で、平成22年度の退職金の期末要支給額が10,000、同年度の貸借対照表の退職給与引当金の残高が4,900の場合の変更時差異は以下のように計算されます（「実務指針第44号」1-2）。

平成22年度の期末要支給額	10,000
（-）掛金累積額	200
（+）交付金累積額	100
繰入調整額加減後の額	9,900
平成22年度の退職給与引当金残高	4,900
差引 変更時差異	5,000

この変更時差異は平成23年度において一括計上するのが原則です。しかし、平成23年度に一括計上することが困難な場合には、経過措置として10年以内の期間で毎年度均等額を繰り入れることができます。なお、「会計方針統一通知」を適用する際に定めた繰入年数を将来変更する場合、延長することは出来ませんが、短縮することは可能です。変更時差異は、大科目「人件費」のうち、新たに小科目として「退職給与引当金特別繰入額」を設けて表示しなければなりません。

#### 4 平成23年度以降の退職給与引当金繰入額の計算方法

平成23年度の退職給与引当金繰入額又は戻入額は、平成22年度末における退職金の期末要支給額の100%を基にして計算した退職給与引当金の額から平成23年度中の退職に伴う退職給与引当金取崩額を控除した額と、平成23年度末における退職金の期末要支給額の100%を基にして計算した額との差額になります。

例えば、私立学校退職金財団に加入し、従来、退職給与引当金をいわゆる50%基準により計上し、変更時差異5,000は経過措置により10年間で毎年度均等額を繰り入れることとした法人の場合の平成23年度及び平成24年度の退職給与引当金繰入額又は退職給与引当金戻入額は以下のように計算されます（「実務指針第44号」1-1ただし、平成25年度は省略）。

##### (1) 前年度末と当年度末の計算

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
前期末退職給与引当金（調整計算後）	× × ×	9,900	10,950
- 当年度退職等に基づく取崩額	×	*① 100	*④ 500
差引(A)	×	9,800	10,450
期末要支給額	10,000	11,000	10,500
- 掛金累積額	200	250	350
+ 交付金累積額	100	200	250
繰入調整額加減後の額 (B)	9,900	10,950	10,400

## Q6-18

### 退職給与引当金の計上基準の変更に伴い 必要となる注記とは？

「退職給与引当金の計上等に係る会計方針の統一について（通知）」（平成23年2月17日 22高私参第11号）が発出されたことに伴い、退職給与引当金の計上基準を変更した場合にどのような注記が必要になるか教えて下さい。



#### 1 注記が必要となる項目について

「退職給与引当金の計上等に係る会計方針の統一について（通知）」（平成23年2月17日 22高私参第11号）（以下、「会計方針統一通知」という。）が発出されたことに伴う退職給与引当金の計上基準を変更（内容についてはQ4-13を参照）した場合、平成23年度以降の計算書類に与える影響を明確にするために、以下の注記が必要となります。

- ・退職給与引当金の計上基準は、「重要な会計方針」として記載することとされています（〔Q6-4〕参照）が、「会計方針統一通知」の発出により計上基準を変更した場合には「重要な会計方針の変更」に該当するため所定の注記が必要となります。
- ・当該科目が記載されている期間の年度において消費収支計算書に科目の説明を注記する必要があります。
- ・経過措置を適用した場合には、変更時差異の繰入期間中に限り、「その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項」に必要な事項を記載すると共に、「重要な会計方針」においてもその内容を付記する必要があります。

**【記載例1】 引当金の計上基準（経過措置を適用する場合。経過措置を適用しない場合はQ6-4の記載例を参照。）**

退職金の支給に備えるため、期末要支給額の×××円の100%を基にして私立大学退職金財団に対する掛金の累積額と交付金の累積額との繰入調整額を加減した金額を計上している。

なお、「退職給与引当金の計上等に係る会計方針の統一について」（平成23年2月17日付け高私参第11号文部科学省高等教育局私学部参事官通知）に基づく変更時差異×××円については平成23年度から〇年で毎年度均等に繰り入れている。

**【記載例2】 重要な会計方針の変更等**

**(1) 平成23年度に一括計上する場合**

退職給与引当金

退職給与引当金について、従来、期末要支給額の〇〇%を基にして私立大学退職金財団に対する掛金の累積額と交付金の累積額との繰入調整額を加減した金額を計上していたが、「退職給与引当金の計上等に係る会計方針の統一について」（平成23年2月17日付け高私参第11号文部科学省高等教育局私学部参事官通知）が発出されたことに伴い、当年度から期末要支給額の100%を基にして私立大学退職金財団に対する掛金の累積額と交付金の累積額との繰入調整額を加減した金額を計上する方法に変更した。この変更により、従来と同一の方法によった場合と比較して退職給与引当金が××円増加し、当年度消費収入超過額が同額減少している。

**(2) 経過措置を適用する場合**

退職給与引当金

退職給与引当金について、従来、期末要支給額の〇〇%を基にして私立大学退職金財団に対する掛金の累積額と交付金の累積額との繰入調整額を加減した金額を計上していたが、「退職給与引当金の計上等に係る会計方針の統一について」（平成23年2月17日付け高私参第11号文部科学省高等教育局私

## Q9-15

### 認定こども園を設置する社会福祉法人，認可保育所を設置する学校法人が作成する計算書類は？

- ① 社会福祉法人である当法人は，認定こども園である幼保連携施設を構成する幼稚園及び保育所を設置しています。私学振興助成に基づき補助金の交付を受けるためには，学校法人会計基準に基づく計算書類も作成する必要がありますか。
- ② 保育所を運営する学校法人については社会福祉法人会計基準に基づく会計処理が必要でしょうか。



#### 1 認定こども園を構成する幼稚園及び保育所を設置している社会福祉法人の会計処理

認定こども園とは幼稚園，保育園等のうち，以下の機能を備え，就学前保育等推進法に基づいて，都道府県知事から「認定こども園」の認定を受けた施設をいいます。

- ・ 小学校就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能（保護者が働いている，いないに係わらず受け入れて，教育・保育を一体的に行う機能）
- ・ 地域における子育て支援を行う機能（すべての子育て家庭を対象に，子育て不安に対応した相談活動や，親子の集いの場の提供などを行う機能）

認定こども園は，地域の実情に応じて以下のような多様なタイプが認められており，認定こども園の認定を受けても幼稚園や保育所等はその位置付けを失うことはないとされています。